

第三者調査報告書

調査委嘱者

特定非営利活動法人 消費者市民サポート千葉

理事長 拝師 徳彦 殿

調査実施者 弁護士 石川 賢悟

1 はじめに

当職は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）第88条による読替え後の消費者契約法第31条第2項の定めに基づき、調査委嘱者の差止請求関係業務、被害回復関係業務その他の業務が消費者契約法及び消費者裁判手続特例法に従い適正に遂行されているかどうかについて、2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）のその業務の遂行状況を調査し、以下のとおり意見を表明する。

調査にあたり2022年3月3日18時30分から開催された第5回理事会を傍聴し（WEB）、同年4月28日15時から、調査委嘱者の事務所にて帳簿書類等その他書類確認とその保管状況の確認を行った。

以下、法とは消費者裁判手続特例法第88条による読替え後の消費者契約法、規則とは消費者契約法施行規則を指す。

2 法第30条(帳簿書類の作成及び保存)関連

(1) 規則第21条第1項第1号

差止請求権の行使に関し、事業者との交渉の経過を記録したもの

2021年度は、情報提供17件、検討事案12件、3件の事業者への問い合わせ、7件の申入活動を行い、事案毎に適正に作成・保管されている。

(2) 規則第21条第1項第2号

差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制

執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となった場合、その概要および結果を記録したもの

本年度は、差止請求を1件行ったが、訴訟には至らず、その他の案件については、年度毎に適正に作成・保管されている。

(3) 規則第21条第1項第3号

消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの

ホームページやチラシを作成し、情報収集の呼びかけを行っており、令和4年2月には、千葉県弁護士会との共催により電話相談を実施し、4件の相談を受け、それらの記録・資料等は、適正に作成・保管されている

(4) 規則第21条第1項第4号

差止請求情報提供業務の概要を記録したもの

事案ごとに適正に作成・保管されている。

(5) 規則第21条第1項第5号

規則同条同項第1号から第4号の帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり事案毎に適正に作成・保管されている。

(6) 規則第21条第1項第6号

理事会の議事録（理事会の持ち回り議決の議事録を含む）ならびに法第13条第3項第5号の検討を行う部門における検討の経過および結果等を記録したもの

適正に作成され、議事録はそれぞれ理事会毎に、法第13条第3項第5号の検討を行う部門（検討委員会）における検討の経過および結果を記録したものは開催ごとに日付順に、適正に作成・保管されている。

(7) 規則第21条第1項第7号

会計簿

2021年度決算書、2021年度元帳（現金出納帳、総勘定元帳、補助元帳、合計残高試算表）、2021年度証憑書類はそれぞれ分類され、適正に作成・保管されている。

(8) 規則第21条第1項第8号

会費、寄附金その他これらに類するもの（以下本号及び第25条第1号イ(3)及び(4)において「納入等」という。）をした者の氏名、住所及び職業（納入等を

した者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該団体の業務の種類)並びに当該会費等の金額及び納入の年月日並びに会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定(第25条第1号イ(2)において「会費等関係規定」という。)を記録した

もの

適正に作成・保管されている。

3 法第16条第2項(適格消費者団体である旨の事務所での掲示)及び消費者裁判手続特例法第68条第2項(特定適格消費者団体である旨の事務所での掲示)

掲示看板は事務所入口の見やすい所に掲示されている。

4 法第18条(変更の届け出)及び消費者裁判手続特例法第70条(変更の届け出)
役員の交代及び職業の変更等について、適正に変更の届出がなされていた。

5 法第23条第3項(適格消費者団体間の連携)

適格消費者団体連絡協議会資料等の閲覧により、他の適格消費者団体との適切な連携をはかっていることを確認した。

6 消費者裁判手続特例法第75条第3項(特定適格消費者団体間の連携)

適格消費者団体連絡協議会資料等の閲覧により、他の特定適格消費者団体との適切な連携をはかっていることを確認した。

7 法第23条第4項(内閣総理大臣への報告義務)及び消費者裁判手続特例法第78条第1項(内閣総理大臣への報告義務)

2021年度は、差止請求訴訟等の裁判所の手続に至った案件は0件、問い合わせは3事業者、申入れ案件は7件あり、これらについては適正に報告がなされており、事案ごとに適正に作成・保管されている。

8 法第27条(判決等に関する情報の提供)

2021年度は、該当なし。過去の事案については、事案ごとに適正に作成・保管されている。

9 法第31条(財務諸表の作成、備え置き、閲覧及び提出等)

- ・ 定款
- ・ 業務規程
- ・ 役職員等名簿
- ・ 適格消費者団体の社員について、その人数及び個人又は法人その他の団体の別を

記載した

書類

- ・ 財務諸表等
- ・ 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項
その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類
- ・ 差止請求関係業務及び被害回復関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
- ・ 法第31条第2項の調査の方法及び結果が記載された調査報告書

上記の書類はそれぞれに書類ごとに分類され、適正に作成・保管されている。

10 その他

登記事項証明書は、登記事項ごとに、すみやかに適正に登記されている。

以上のとおり、法的に定められた書類は、すべて適正に作成・保管されている。また、法的に定められた事項については、すべて適正に運営、処理されていることを認めることができる。

以 上